

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3		府省庁名 <u>金融庁</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（消費税）		
要望項目名	信託受益権の質的分割に係る所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>受益者等課税信託について、信託の受益者が複数の場合、信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとして課税するとされている。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>信託受益権が質的に分割されている場合の課税関係を明確化すること。 なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする。</p>		
関係条文	〔 地方税法第24条の3、地方税法第72条の3、地方税法第72条の80、地方税法第294条の3 等 〕		
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>質的に分割された場合の信託受益権の課税関係を明確化することにより、信託の利用促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>信託受益権が質的に分割されている場合（元本収益構造等）の課税関係については、税制上、明確となっておらず、信託受益権の質的分割を伴う信託の利用が進んでいない状況となっているため、本施策が必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	信託受益権の質的分割を伴う信託の利用を増大・発展させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	信託受益権の質的分割（元本収益構造等）を伴う信託において、適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	課税関係が明確化されることにより、信託利用者に安心感を与えるとともに、信託受益権の質的分割を伴う信託の利用の増大・発展に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は現行制度に則して課税関係を明確化するものであり、課税額を予測できることにより信託利用者に安心感を与えることにつながるため、妥当である。
	ページ	3—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度及び平成 28 年度に同様の要望を行っている。